

医療的ケアを必要とする重症心身障害児者などを介護する方の、精神的・身体的負担軽減を図るため、宮城県では医療機関等が行う短期入所事業の利用促進施策を実施している。

## 1 医療型短期入所モデル事業(H28～)

**課題** 医療的ケア児者等を一時預かる医療型短期入所事業所は、仙台圏域に偏在している上に、病床数も不足し、予約が取りにくい。

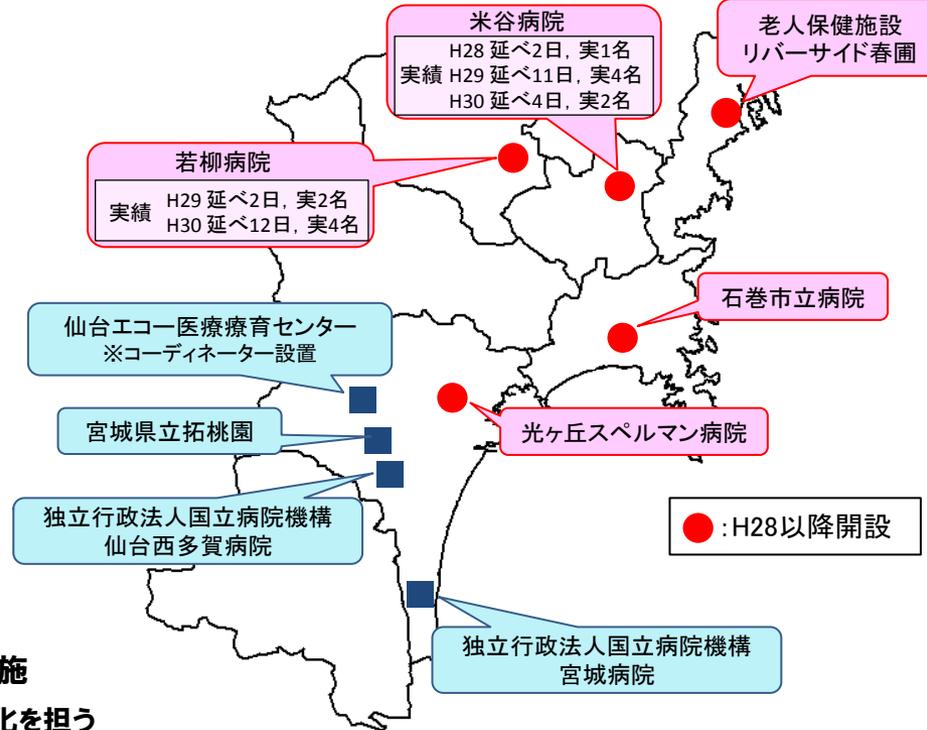
- 県内各地の医療機関等で、短期入所用の病床を確保
- 空白圏域の解消を図り、利便性の向上を図る

対象	登米市立米谷病院(H28.10～)、栗原市立若柳病院(H29.10～)
事業内容	・医療機関で、短期入所事業所の指定を新たに取得 ・県では、サービス利用時の診療報酬と介護給付費の差額、空床時の必要経費を補償

**成果** 平成27年度まで4カ所のみであった医療型短期入所事業所は、平成28年度以降、医療機関等の取組により9カ所に増え、地域偏在も解消に向かっている(右図)。

**今後の取組** 小学生以下を受入れ可能な事業所の偏在解消。(新設事業所は、すべて中学生以上対象)

医療型短期入所事業所開設状況(H31.1.1現在)



## 2 医療的ケア等コーディネーター配置事業(H30～) ※仙台市と共同実施

○ 医療型短期入所事業所に係る各種情報の集約・発信、事業所間の連携強化を担う



**平成30年度の主な取組**

- 新設事業所への座学研修開催
- 新設事業所からの現場研修受入れ
- コーディネーター相談の対応
- 担当者会議の開催 など

**成果**

- ・新設事業所における重症心身障害児者への理解が深まった。
- ・各事業所が抱える課題の共有ができた。

**今後の取組**

- ・座学研修から現場研修への切り替え。
- ・共有された課題の解決。